

平成23年第4回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成23年7月21日 開会

平成23年7月21日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成23年第4回新十津川町議会臨時会

平成23年7月21日（木曜日）
午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第42号 動産（物品）の取得について

○出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	植田	満	君
副町長	佐川	純	君
教育長	熊田	義信	君
総務課長	藤澤	敦司	君
住民課長	小林	透	君
会計管理者	長谷川	雄士	君
保健福祉課長	竹原	誠二	君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	後木	祥一	君
建設課長	岩井	良道	君
教育委員会主幹	野崎	勇治	君
代表監査委員	山本	忍	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤	健次	君
--------	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成23年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。

7番、長名實君。8番、後木幸里君。両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第42号、動産（物品）取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程いただきました議案第42号、動産（物品）取得について。

町は、次の動産（物品）を取得する。

1、取得する動産（物品）の名称及び数量、総合行政システム機器一式。2、取得の方法、随意契約。3、契約金額、4,515万円。4、契約の相手方、札幌市北区北7条西2丁目15番地1、株式会社北海道日立情報システムズ、取締役社長、矢田隆宏。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に納入期限としまして、納入期限につきましては、平成24年3月31日までということになってございます。

住民基本台帳法の改正に伴いまして、外国人の住基適用に対応させるためと、さらには、現在使用いたしておりますシステムが5年以上経過してございまして、不具合も生じているといったようなことから、今回のシステム機器の導入ということになったわけでございます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 取得の方法で、随意契約ということになっているのですが、随意契約は、あまり好ましい契約ではないと思いますが、今回の随意契約の理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

はい、住民課長。

○住民課長（小林 透君） それでは、お答え申し上げます。今回の契約は随意契約をいたしました。その理由といたしましては、現行のシステムの更新であるということでございます。現在、使われているシステムを、全て新しいものと入れ替えるということではございませんで、現在、使われているシステムの一部は、そのまま使い、さらに、簡単にいいますとバージョンアップといいますか、その他の部分につきましては、バージョンアップをします。先ほど、町長から説明ありましたように、外国人登録にかかる住基システムの改修を含めまして、システムの更新をすることということでございます。

地方自治法の施行例167条の2第1項第2号にありますように、地方公共団体が必要とするものを購入とするときの契約において、その性質又は目的が競争入札に適しないものであるという判断から、随意契約といたしたものでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

はい、3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） お尋ねをいたしますけれども、住基システムのバージョンアップのための機器の更新ということでございますけれども、金額的にはそう安いものではございませんので、一体、このシステムそのものが、機械ですから、いろんな意味でのステップアップをしていくのは当然だというふうに思いますけれども、これが、どのくらいの年数利用できるかということが一つと。いわゆる維持管理するために、毎年どの程度の経費が必要なのか2点目。それからこのシステムの更新によりまして、いわゆる利便性の部分で、どういった部分が向上してくるのか、単なる、今おっしゃっているように、外国人という部分についての、その機能を増すということだけなのかどうなのかですね、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それでは、お答え申し上げます。まず、最初のご質問で、現在の機器がどれくらい使用できるかということについてですが、まず、サーバー機器

に関しましては、基本的に5年を目途としてございます。端末のサーバーにつながる端末の機器についても、4年から5年というふうを目途として考えてございます。

続きまして、これに係る維持経費がどれくらいかかるかということでございますが、まず、機器類に関しての維持経費についてですが、今回はサーバー器に関しましては、5年間の保証を付けた中で購入をしたということでございます。基本的な不具合等につきましては5年間の、今回の契約の範囲で保証が行なわれるということでございます。端末の機器についても、3年間の保証があるということでございます。そこで、4年目以降につきましては、保守の予算の計上をしていかなければならないというふうに考えてございます。それと、ソフトウェア、プログラム関連の方の維持経費等につきましては、これにつきましては、現在、予定しております部分では、だいたい年間で、すべて住基関係、それから税務の関係、さらには福祉医療の関係、それと後期高齢の関係も含めまして、すべて年間で300万ほどの保守費用がかかるというふうに見込んでございます。

それと、これを導入したことで、どのような効果があるかというご質問でございしますが、基本的に住基に関しては、住民の基本のデータベースがございします。それから、いろいろな形でそのデータを抽出するということになります。それぞれの業務のシステムにおいて、いろいろな形でデータを抽出して、それを帳票としてすぐ出すことができるということでございます。これを手作業と帳簿等で実施するのに比べまして、格段に業務が素早く行なわれることになります。窓口に来られた方にもお待たせしないで対応ができるということで、住民サービスにも非常に貢献ができると考えています。さらには、職員の職務の効率化も図られるというようなことで、非常に費用対効果についても、相当分あるであろうというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、動産（物品）取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議された案件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成23年第4回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでございました。

(10時13分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員